

第1回接続委員会 議事概要

日時 平成20年11月19日(水) 10:00~11:00
場所 1001会議室
参加者 接続委員会 東海主査、酒井主査代理、相田委員、関口委員
藤原委員
総務省 武内電気通信事業部長、
古市料金サービス課長、
村松料金サービス課企画官、
飯村料金サービス課課長補佐

【議事要旨】

- 東海主査の指名により、酒井 善則委員（東京工業大学大学院理工学研究科教授）が主査代理に就任した。
- ① 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（NGNの接続ルールに係る省令改正等に対応した接続約款の措置）について
 - 審議の結果、報告書（案）の形式を一部修正の上、電気通信事業部に報告することとされた。
- ② 「ユニバーサルサービス制度の在り方について」答申（案）の概要について
 - 総務省から資料説明が行われた後、討議が行われた。

【主な発言等】

- ① 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（NGNの接続ルールに係る省令改正等に対応した接続約款の措置）について

相田委員：考え方7、「NTT東西に過度の経済的負担が生じない限り」という文言は、NGNの接続ルール答申に入っているか。

事務局：入っている。

東海主査：考え方6、「接続事業者の意見については」という文言は、取って良

いのではないか。

事務局：削除する。

東海主査：審査結果の 16、末尾については、「現時点においては問題ない。」と修正されたい。

事務局：了。

酒井主査代理：「次世代ネットワークの接続料算定等に関する研究会」の議論が参照されているが、研究会の報告書案を接続委員会で直接議論するのではなく、NTTが報告書を踏まえ自主的に申請を行って、それを部会で審議するという流れで良いか。

事務局：然り。

②「ユニバーサルサービス制度の在り方について」答申（案）の概要について

東海主査：答申（案）で扱いが定められた 3 年間以降のき線点 RT-GC 間伝送路コストの扱いについてはどこで議論されるべきか。

事務局：（情報通信審議会の）接続政策委員会において、平成 23 年度以降の接続料の見直しの中で議論されることとなると考えられる。

東海主査：この問題については、その方向性を接続政策委員会で整理する時期が間もなく来る。それらが具体化したときは当委員会としても整理しなければならない。

酒井主査代理：この問題は、高コスト地域のコストをどのような形で負担するかということ。接続料でも基本料でも負担しているが、「ユニバーサルサービス」となった途端、それが負担であることが表面化し、また 1 番号当たりの負担形式でわかりやすくなっているため、この部分だけが注目される。接続料でも基本料でも負担しているという実態を踏まえ、この問題の全体について考え方を整理する必要があるのではないか。その場合、どこで議論されるべきなのか。

東海主査：き線点 RT-GC 間伝送路コストについて、今後、接続政策委員会での議論がある。全体的なことは事業政策部会で見渡して問題点を洗い出し、各々の委員会で議論ということになるのではないか。また、ユニバーサルサービス政策そのものが 2010 年代に入ると環境が変わる。非常に大きな環境変化の中でお互いを整理しあっている状況なので、しばらくこのままの形をとって少し様子を見ていくということがよいのではないか。

相田委員：加入電話が引き続きユニバーサルサービスであるということの意味だが、原則光 IP 電話としているマンションでも、入居者がひとりでも加入

電話を希望すれば加入電話回線を引くことになるのか。

事務局：基本的には加入電話の要望があれば加入電話回線を引くことになる。

東海主査：ここでの議論はユニバーサルサービスとして義務を課すか課さないかという判断。全国あまねく誰もが通信を享受できる形が、加入電話でなくなる時期が来るだろう。加入電話をユニバーサルサービス政策の中でユニバーサルサービスとする必要がなくなる時期が来るだろうということ。

以上